在迩の勤續賞與を左の如く解雇の際支給される

九年——十年	（五日分）	一〇分	一二五日分	一八五日分	
十年——十一年	（五日分）	一五日分	一四五日分	二〇〇日分	
十一年——十二年	（五日分）	二〇日分	一六五日分	二一〇日分	
十二年——十三年	（五日分）	二五日分	一八〇日分	二二五日分	
十三年——十四年	（五日分）	三〇日分	一九五日分	二四〇日分	
十四年——十五年	（五日分）	三五日分	二一〇日分	二五五日分	
十五年——十六年	（五日分）	四〇日分	二二五日分	二七〇日分	
十六年——十七年	（五日分）	五日分	二四〇日分	二八五日分	
十七年——十八年	（五日分）	五日分	二五五日分	三〇〇日分	
十八年——十九年	（五日分）	五日分	二七〇日分	三一五日分	
十九年——二十年	（一〇日分）	五日分	二八五日分	三三〇日分	
二十年——二十一年	（一〇日分）	五〇日分	三〇〇日分	三四五日分	
二十一年——二十二年	（一〇日分）	六〇日分	三一五日分	三六〇日分	
二十二年——二十三年	（一〇日分）	七〇日分	三三〇日分	三七五日分	
二十三年——二十四年	（一〇日分）	八〇日分	三四五日分	四〇〇日分	
二十四年——二十五年	（一〇日分）	九〇日分	三六〇日分	四二五日分	
二十五年——二十六年	（一五日分）	一〇五日分	三七五日分	四四五日分	
二十六年——二十七年	（一五日分）	一二〇日分	三九〇日分	四六五日分	
二十七年——二十八年	（一五月分）	一三五日分	四〇五日分	四八〇日分	
二十八年——二十九年	（一五日分）	一五〇日分	四二〇日分	四九五日分	
二十九年——三十年	（一五日分）	一六五日分	四三五日分	五一〇日分	
三十年——三十一年	（二〇日分）	一八五日分	四五〇日分	五二五日分	
三十一年——三十二年	（二〇日分）	二〇五日分	四六五日分	六七〇日分	
三十二年——三十三年	（二〇日分）	二二五日分	四八〇日分	七〇五日分	
三十三年——三十四年	（二〇日分）	二四五日分	四九五日分	七四〇日分	
三十四年——三十五年	（二〇日分）	二六五日分	五一〇日分	七七五日分	
三十五年——三十六年	（三〇日分）	二九五日分	五二五日分	八二〇日分	
三十六年——三十七年	（三〇日分）	三二五日分	五四〇日分	八六五日分	
三十七年——三十八年	（三〇日分）	三五五日分	五五五日分	九一〇日分	
三十八年——三十九年	（三〇日分）	三八五日分	五七〇日分	九五五日分	
三十九年——四十年	（三〇日分）	四一五日分	五八五日分	一〇〇〇日分	
四十年——四十一年	（三〇日分）	四四五日分	六〇〇日分	一〇四五日分	

大阪市從二大要求獲得

大阪市從業員組合は、多年の要求であつた臨時傭を常傭に、ハッピを洋服に改める二大要求を本年度に於て獲得した。又出征從業員の日給金額支給を闘爭に依つて獲得した。因に金官營工場は凡て出征從業員に日給金額を支給する事に決定省令を以て公布した。

(5) 役員人事

◇第十三回大會に於て會計監査に選任された岩上勝之助君は、その翌々日新宿驛前に於て自動車に倒され、手當の甲斐なく逝去したるを以て大槻長次郎君が代つて選任された。

◇本同盟書記兼組織部長村井小之助君は、都合に依り本同盟を退き大阪洋服加工組合の主事に就任した。

◇中央委員石橋和一君は、八幡製鐵所今次の整理に際し不幸解雇されたるを以て退任した。而し同君は社民黨八幡執行委員として活動してゐる。